○中部地方整備局告示第百八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊田市西町四丁目七番から同市西町五丁目一三番まで	前	一〇・八五～三〇・三二メートル	〇・〇三五キロメートル
	後	一三・七八～三〇・三二メートル	〇・〇三五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高槻市東上牧一丁目九四一番一から同市上牧町二丁目九四九番一まで	前	一七・八〇～二〇・五〇メートル	〇・二一九キロメートル
	後	一七・八〇～二二・五〇メートル	〇・二一九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十一号	高槻市東上牧一丁目九四一番一から同市上牧町二丁目四九番一まで	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月二十九日

○近畿地方整備局告示第二百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
赤穂市東有年字城屋一九三四番六から同市東有年字城屋一九五二番一まで	前	二〇・〇〇～四五・〇〇メートル	〇・二二八キロメートル
	後	二〇・〇〇～三四・〇〇メートル	〇・二二八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
栗東市辻字久保ノ西四八二番四から同市辻字比江田四六二番一まで	前	一三・二一～一四・〇〇メートル	〇・一〇五キロメートル
	後	一四・〇〇～一四・九五メートル	〇・一〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	栗東市辻字久保ノ西四八二番四から同市辻字比江田四六二番一まで	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月二十九日

○近畿地方整備局告示第二百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	湖南市夏見字上五反田五七五番一から同市針字講田二二九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月二十九日

○中国地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号